

保険料納付要件 (直近1年間)

図解 7

全ての期間保険料を半額免除している場合

※半免＝半額免除

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
免除の有無	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免
免除年月日	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	27.7.1	28.7.2	28.7.2	28.7.2	28.7.2
年金制度	国民年金加入中																



▲
初診日
H28.11.10

初診日の前日(H28.11.9)において初診日の前々月までの直近の1年間(12月)に未納期間がないので保険料納付要件を満たしています。
(H28.9月～H27.10月までの1年間がすべて半額免除期間であり、残の半額が納付済になっているため)
半額免除(4分の1免除、4分の3免除も同様)の場合、免除されない半額については、納付期限があります(翌月末日)ので、逆選択にならないよう、注意が必要です。

図解 8

未加入期間がある場合

年	H27						H28											
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
納付の有無	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	未加入	済	済	済	
納付年月日	27.8.31	27.9.30	27.10.31												28.11.1	28.11.30	29.1.4	
年金制度	国民年金			厚生年金保険											未加入	国民年金		



▲
初診日
H28.11.10

この図解では、H28.8月が未加入になっています。未加入は納付済期間でも免除期間でもないなので、直近1年要件を満たしません。
国民年金は遡っての資格取得が可能です。H28.11.10に慌てて国民年金に加入した場合、H28.8月は国民年金の該当月となりますが、納付日はどう考えてもH28.11.10以降になりますから、直近1年要件は満たさないわけです。